

平成10年6月22日農調第1222号  
平成10年7月30日農調第1747号  
平成14年6月27日農調第1280号  
平成22年6月30日農調第 307号  
平成23年3月31日農調第1154号  
平成24年3月 9日農調第1061号  
改正 平成28年4月18日農調第 50号

## 自作農財産用地測量調査委託業務処理要領

### (総則)

第1 農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第8条第1項に基づき農地法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第285号）の改正前の農地法施行令（昭和27年10月20日政令第445号）第15条の規定により北海道知事が管理する国有農地等及び開拓財産（以下「自作農財産」という。）について、その現況を確認し、引継等の処分を促進するために必要な用地測量調査を委託する場合の手続については、法令及び「業務委託事務取扱要綱の制定について」（昭和50年3月25日付け局総第101号副出納長、総務部長通知）によるほかこの要領によるものとする。

### (委託業務名)

第2 測量調査を実施する委託業務は、『国有農地等測量調査事業』及び『開拓財産測量調査事業』（以下総称して「委託業務」という。）をいう。

### (委託の相手方)

第3 委託業務の相手方は、道営農業農村整備事業に伴う「用地業務委託要領」（昭和55年6月7日付け設管第189号農地開発部長通知）第3委託先第1項の規定を準用するものとする。

### (委託料)

第4 第2の委託業務の委託料は「土地改良事業等に係る調査測量設計業務の価格積算要領」（平成2年3月15日付け設計第441号農政部長通知）に定めるところにより算定するものとする。

### (契約の締結)

第5 総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）は、第3に定める者と委託契約を締結するときは、「業務委託事務取扱要綱」別記第10号様式を標

準とする委託契約書によるものとする。

(委託業務の仕様)

第6 委託業務の標準仕様書は、「調査測量設計業務共通仕様書の制定について」(平成17年2月14日付け設計第690号農政部長通知、以下「共通仕様書」という。)によるほか、別添1自作農財産用地測量調査委託業務仕様書によるものとし、必要に応じて特記事項を追加することができるものとする。

(資料の閲覧等)

第7 総合振興局長等が保管している委託業務に必要な資料は、受託者に無償で閲覧させ、又はその写しを交付するものとし、必要に応じて原本を貸与することができるものとする。

(調査委託証書の交付)

第8 総合振興局長等は、委託契約を締結した場合には、別添2調査委託証書を受託者に交付するものとする。

(業務担当員)

第9 総合振興局長等は、委託契約毎に業務担当員を定め、受託者に通知するものとする。

2 業務担当員の指定及び職務については、道営農業農村整備事業に伴う「北海道農政部測量調査設計等委託業務担当要領の制定について」(平成14年4月25日付け設計第209号農政部長通知)及び「北海道農政部測量調査設計等委託業務担当要領の運用の制定について」(平成14年4月25日付け設計第210号農政部長通知)に定めるところによるものとする。

(立入通知書等の送付)

第10 総合振興局長等は、受託者から隣接地等所有者(占有者)索引表、隣接地等所有者(占有者)調書、立入通知一覧表、立入通知書の提出があった場合は、記載事項を審査し、速やかに、立入通知書を隣接地等所有者(占有者)(以下「所有者等」という。)に送付するものとする。ただし、立入通知書は立入期日の少なくとも5日前までに所有者等に到達するようにしなければならない。

2 立会通知書については、前項に準じて行うが、立会期日の少なくとも10日前までに隣接地所有者(以下「所有者」という。)に到達するようにしなければならない。  
また、受託者に立会通知受領書を徴取させるものとする。

(現地立会)

第11 業務担当員は、委託業務の実施に当たり、その履行状況を確認するため、必要に応じて現地立会を行うものとする。

(実績報告書)

第12 総合振興局長等は、委託業務が完了したときは、速やかに、受託者から実績報告書に成果品を添えて提出させるものとする。

(検査)

第13 総合振興局長等は、前項第12（実績報告書）の規定により実績報告書及び成果品の提出があったときは、直ちに検査員を指定し、完了検査を行うものとする。

2 総合振興局長等は、受託者に対して前号の完了検査の結果を通知するものとする。

(境界確認書)

第14 総合振興局長等は、成果品が前項の検査に合格したときは、境界確認書1通を所有者に送付するものとする。

(その他)

第15 委託業務における成果品は、原則として永年保存とする。